

介護に関する困りごとを みなさんと一緒に 考えていきます



当事業所には介護支援専門員（ケアマネジャー）が常勤し、介護に対してのご相談やお悩みに専門的な観点からご相談に応じます。

ご本人の生活全般について、一人ひとりの生活が充実したものとなるようケアプラン（居宅サービス計画）を作成し各サービス事業者間の連絡調整を行います。

- ・介護保険を使うための申請代行
- ・保険内外に関わらずその方に必要な情報の提供



介護サービスの紹介



- ・家事、買い物、お風呂やトイレの手伝いはヘルパーサービス
- ・車いす、ベッド、歩行器等福祉用具レンタル
- ・半日～1日を過ごすデイサービス
- ・医師、看護師、薬剤師の訪問医療 等



介護の相談をしたい...
介護保険のサービスを受けられるようにしたい...
まずは、ご相談ください！

お問い合わせ先



居宅介護支援 秋田事業所

住所：秋田市八橋南 1-8-2

TEL 018-883-1468 FAX 018-883-1467

営業日：月～土曜日 8:30～17:15

休業日：日曜日、祝日、
年末年始（12/29～1/3）



地図 QR コード

居宅介護支援 河辺事業所

住所：秋田市河辺北野田高屋字上前田表 66-1

TEL 018-881-1203 FAX 018-882-3467

営業日：月～金曜日 8:30～17:15

休業日：土・日曜日、祝日、
年末年始（12/29～1/3）



地図 QR コード

※緊急時などについては 24 時間連絡が取れる体制をとっています。

他にも、ホームページをはじめ SNS 等から様々な情報を発信しております。

居宅介護支援事業所ホームページ

は右の QR コードから確認できます。



まち
住み慣れた街で
安心して暮せるための
お手伝いをします

 秋田市社会福祉協議会
居宅介護支援事業所



【在宅介護サービス】

まち
～住み慣れた街で安心して暮すために地域と福祉をつなぎます～

① ご相談・お問い合わせ

介護等での困りごとはありませんか？
まずは、ご相談・お問い合わせください。
秘密・プライバシーは厳守します。



② 訪問

ご本人・ご家族の状況を介護支援専門員（ケアマネジャー）が聞き取りし、適切なプランを考慮します。



③ 要介護申請・認定

介護保険を使うための申請代行を行います。**介護保険サービス**をご利用するには、秋田市に申請をして**要介護**、**要支援**認定を受ける必要があります。



④ ケアプランの作成

ご本人に合ったケアプラン（居宅介護サービス計画）を作成いたします。
※作成費用の自己負担はありません。



⑤ 介護保険サービスの利用

サービス事業者との連絡調整や介護保険施設の紹介等を行い、作成したケアプランを元に介護保険サービスをご利用いただけるようにします。



- ・訪問介護 ・訪問看護 ・訪問入浴 ・訪問リハビリ
- ・デイサービス ・デイケア ・ショートステイ
- ・福祉用具レンタル、購入 ・住宅改修 等



⑥ 訪問（状況確認）

月に1度訪問し状況確認をします。
必要があればサービス内容を見直します。



ご利用者からの声



- ・よく相談にのってくださり、このまま続けていきたいです。
 - ・こちらの希望にすぐに対応してくれて本当に助かっています。
 - ・いつも誠実に対応していただき、とても感謝しています。
- なくてはならない存在です。

※令和4年度のアナケートで回答を得た内容の一部抜粋です。

